

1. 相続とは 被相続人の権利義務の全面的な承継
2. 相続人
 - (1) ①配偶者（2分の1） ②第1順位 子（2分の1） ③第2順位 親（3分の1）
④第3順位 兄弟（姉妹）（4分の1）
 - (2) 代襲相続
相続人が死亡、廃除などで相続権を失ったとき、相続人の直系卑属が相続する。
3. 相続の承認・放棄
 - (1) ①単純承認 ②限定承認 ③放棄
 - (2) 考慮期間 3ヶ月
4. 相続分
 - (1)指定相続分
 - (2)法定相続分
 - (3)婚外子の相続分 H25. 9. 5以降の相続では、嫡出子と同じ（H25判例、法改正）
5. 相続財産
 - (1)原則—被相続人の一切の権利義務
 - (2)例外 ①一身専属権 使用貸借の借主
②祭祀財産、遺骨
6. 遺産分割
 - (1)指定分割
 - (2)協議分割
 - (3)審判分割
7. 特別受益
 - (1)種類
 - ア 遺贈
 - イ 生前贈与
 - (2)みなし相続財産
 - (3)問題となるケース
 - ア 生命保険
 - イ 死亡保険金
 - ウ 借地権
 - エ 遺産の無償使用
8. 特別寄与
 - (1)相続人による相続財産への特別の寄与（財産の維持、増加）
 - (2)類型
 - ア 労力提供（家事、看護、家業）
 - イ 財産提供（援助、財産形成）
 - (3)みなし相続財産
9. 遺言
 - (1)普通的方式
 - ア 自筆証書
自筆証書遺言書保管制度（別紙参照）
 - イ 公正証書遺言
 - ウ 秘密証書遺言
 - (2)特別的方式
 - ア 死亡危急時
 - イ 伝染病
 - ウ 在船者
 - エ 船舶遭難者
10. 遺留分
 - (1)遺留分減殺請求権
 - (2)ア 法定相続人に一定の承継を保証する制度
 - イ 権利者 配偶者（2分の1）、子（2分の1）、直系尊属（3分の1）（兄弟、姉妹はなし）
 - ウ 非相続人が、贈与を受けたときは、相続前1年間の贈与に限る
 - エ 相続人が贈与を受けたときは、相続前10年間
ただし、婚費、養子縁組、生計の資本としての受領に限定される。
 - オ 受領時、相続人を害することを知っていたときは、上記期間制限は解除される。
11. 配偶者の居住権
 - ア 配偶者が相続人の建物に居住している（相続開始時）
 - イ 建物全部について、無償で使用収益する権利を取得する
 - ウ 建物が第三者と共有の場合は除外
 - エ 審判による判断